

<インフルエンザの出席停止期間の基準>

発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで

(学校保健安全法施行規則
平成24年4月改正)

例)1月10日に発症した場合の出席停止パターンです。

		1月10日	1月11日	1月12日	1月13日	1月14日	1月15日	1月16日	1月17日	1月18日
		主に症状(熱)が出た当日<発症日>	発症から1日目	発症から2日目	発症から3日目	発症から4日目	発症から5日目	発症から6日目	発症から7日目	発症から8日目
(例) Aさん	発熱期間1日	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能		
		出席停止								
Bさん	発熱期間2日	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能		
		出席停止								
Cさん	発熱期間3日	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
		出席停止								
Dさん	発熱期間4日	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
		出席停止								
Eさん	発熱期間5日	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
		出席停止								

・発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザの症状(38度以上の発熱等)が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をしてください。

・基準により、発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。但し、主治医の指示がある場合には、その指示に従ってください。
